

計画作成年度	令和4年度
計画変更年度	令和6年度
計画主体	山口県熊毛郡平生町

## 平生町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 平生町役場 環境政策室  
所在地 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1  
電話番号 0820-56-7126  
FAX番号 0820-56-7123  
メールアドレス kankyo@town.hirao.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アナグマ、ヌートリア、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山口県熊毛郡平生町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積(被害量)	被害金額
イノシシ	水稲	2.22ha(8,569kg)	2,153千円
	果樹	0.05ha(575kg)	127千円
ニホンジカ	水稲・野菜・果樹	数値不明(数値不明)	数値不明
タヌキ・アナグマ	野菜・果樹	数値不明(数値不明)	数値不明
カラス	野菜・果樹	数値不明(数値不明)	数値不明
ヌートリア	野菜・果樹	数値不明(数値不明)	数値不明

(2)被害の傾向

<p>イノシシによる被害が有害鳥獣被害の大部分を占めている。被害面積、被害金額等数値は減少しているが営農活動に及ぼす影響が大きく、農業者の高齢化に追い打ちをかけ、離農につながった事例が多く発生している。</p> <p>特定外来生物であるヌートリアについては、最近生息が確認されている。</p> <p>①イノシシ 水稲については、中山間地域から平野部に被害範囲が広がっているものの、被害面積金額については増加傾向が弱まっている。みかんについては樹園地の掘り返しの被害から、果実の食害に変わり被害額が大幅に増加したが、平成29年度柑橘園地防除柵設置事業を行ったことでその後は減少している。イモ類等野菜被害は自家消費が中心で具体的な数値に表れないが、中山間地域の農地では、防護柵を設置しないと収穫できない状況になっており、最近では、住宅周辺の家庭菜園まで被害が広がりつつある。</p> <p>②ニホンジカ シカによる被害と特定されるものは現在まで発生しておらず、町内での生息も確認されていないが、近年隣接市町との境界付近で目撃情報があり、町内にも生息範囲が広がってくるのが懸念される。</p> <p>③タヌキ・アナグマ タヌキとアナグマは、スイカなどの瓜類をはじめ、イチゴ、みかんなどの果樹の被害が確認されている。主は食害ではあるが、ビニルハウス等園芸施設の破損などの被害も発生している。町の防除柵設置事業により、防護柵の普及が進み、近年被</p>
---

害報告は減少していたが、令和6年度に入りアナグマの捕獲頭数が急激に増えたことから、個体数の増大が推測され、今後被害が拡大する恐れがある。

④カラス

カラスは、具体的な農作物被害の数値等は表れていないが、町全域において野菜や果樹等の食害と、ゴミをあさったりする生活環境及び畜産業の牛への被害が確認されている。

⑤ヌートリア

ヌートリアについては、令和元年以降町内での生息が確認されているが、ヌートリアによる被害と特定されるものはまだ確認されていない。

(3)被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値		
			(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)
イノシシ ニホンジカ タヌキ・アナグマ カラス ヌートリア	被害面積	2.27ha 数値不明 数値不明 数値不明 数値不明	2.04ha 減少方向 減少方向 減少方向 減少方向	1.81ha 減少方向 減少方向 減少方向 減少方向	1.58ha 減少方向 減少方向 減少方向 減少方向
合計		2.27ha	2.04ha	1.81ha	1.58ha
イノシシ ニホンジカ タヌキ・アナグマ カラス ヌートリア	被害金額	2,280千円 数値不明 数値不明 数値不明 数値不明	2,052千円 減少方向 減少方向 減少方向 減少方向	1,824千円 減少方向 減少方向 減少方向 減少方向	1,596千円 減少方向 減少方向 減少方向 減少方向
合計		2,280千円	2,052千円	1,824千円	1,596千円

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平生町有害鳥獣捕獲対策協議会捕獲隊による町全域、年間通しての有害鳥獣捕獲の実施</li> <li>・捕獲隊員を新たに確保するために、わな猟免許取得・更新補助事業を実施</li> <li>・捕獲隊員の活動費用の負担軽減を図るために、狩猟者登録経費補</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな捕獲隊員の確保が進まず、高齢化も進んでいる。</li> <li>・経験の浅い捕獲隊員の捕獲技術向上を図る必要がある。</li> </ul>

	<p>助事業並びに捕獲補助金事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲隊員に箱わなの無償貸与を実施</li> <li>・平生町鳥獣被害対策実施隊による捕獲隊員の捕獲技術の向上と安全狩猟の指導を実施</li> </ul>	
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害獣による被害の軽減を目的に設置する、有害獣防護柵の設置費用の負担軽減のため、平生町有害獣防除柵設置事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人ごとの防護柵設置は町の補助事業によりある程度普及しているが、集落全体や団地単位での防護柵設置が進んでいない。</li> <li>・農業者の高齢化等により、防除柵設置後の草刈り等維持管理が負担となっている。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<p>広報等による啓発活動を実施 (雑木や雑草の除去による緩衝帯の設置及び維持管理)</p>	

#### (5) 今後の取組方針

鳥獣被害を防止するために、地域単位での現状把握を行い、捕獲対策や防護対策など総合的な被害防止対策を推進していく。

捕獲対策については、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会捕獲隊の隊員に対して捕獲実績に応じた捕獲補助金を交付することで、モチベーション向上と捕獲に係る費用負担の軽減を図り積極的な捕獲活動を実現する。また、平生町鳥獣被害対策実施隊によって、捕獲隊員の捕獲技術の向上と、安全捕獲の徹底を図る。わな猟免許取得・更新及び狩猟者登録経費の助成を行うことで、捕獲隊員の確保を図る。

防護対策については、町補助事業である平生町有害獣防除柵設置事業の住民周知を積極的に行い、防護柵設置の推進を図る。また、地域や団地単位での範囲の広い防護柵については、国の事業等の活用を検討する。

生息環境管理については、雑木や雑草の除去による緩衝帯の整備及び維持管理について広報等による啓発活動を実施する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>捕獲体制の中心となるのは、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会が編成している捕獲隊であり、熊南地区猟友会平生支部の会員の大部分が入隊して、町内全域で捕獲活動を行う。</p> <p>捕獲期間については、鳥獣被害防止計画の目標達成を図るため、年間通じて捕獲許可を受けて実施する。</p>
--

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	・捕獲隊による有害鳥獣の捕獲については、捕獲補助金を交付するとともに、わな猟免許取得・更新及び捕獲隊員の狩猟者登録経費の補助事業により、捕獲隊員の確保と円滑な捕獲活動を支援する。 ・鳥獣被害対策実施隊が捕獲作業に立ち合い、安全捕獲の徹底と捕獲技術の向上を図る。 ・ヌートリアについては、被害発生状況を見ながら捕獲従事者養成講習を必要に応じて開催する。
令和6年度	ニホンジカ タヌキ アナグマ	
令和7年度	カラス ヌートリア	

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ 年間の捕獲数は令和元年度 261 頭、2年度 457 頭、3年度 402 頭と、未だに増加傾向は続いている。被害範囲も中山間地域の農作物のみならず、住宅地周辺の家庭菜園まで広がっている。このことから、積極的に捕獲を進める必要がある。捕獲頭数も増加しており令和5年度以降の計画頭数は年間 600 頭に設定する。</p>
<p>○ニホンジカ 町内での生息は確認されていないが、隣接市町との境界付近で目撃されるなど、今後町内にも生息範囲が広がり、被害の発生も懸念されることから、令和5年以降の計画数を新たに年間 10 頭に設定する。</p>
<p>○タヌキ・アナグマ 畑作や施設園芸における農作物の被害については、大幅な増加はみられず、捕獲頭数についても年度による変動があるものの 20 匹前後で推移している。今後も被害を抑制していくために、タヌキについては前計画と同数の年間 50 匹とし、アナグマについては令和5年度については年間 50 匹とし、令和6年度以降については、個体数の増大が推測されていることから、年間 100 匹に設定する。</p>

○カラス

カラスについては、野菜や果樹などの農作物の食害や生活環境における生ごみをあさる被害は、相変わらず発生しているため、前計画と同様の年間 50 羽に設定する。

○ヌートリア

ヌートリアについては、令和元年度以降、町内に生息が確認されたことから強い繁殖力により急激に被害が発生増加することが予想されるため、前計画と同様の年間 50 匹に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	600	600	600
ニホンジカ	10	10	10
タヌキ	50	50	50
アナグマ	50	100	100
カラス	50	50	50
ヌートリア	50	50	50

捕獲等の取組内容

鳥獣被害防止計画及び被害状況を基に、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会捕獲隊が、年間通して町内全域を対象に有害鳥獣捕獲を実施する。捕獲方法は、イノシシ等の獣類はわなを使用し、鳥類のカラスについては、銃器による捕獲が主になるが、銃器の使用規制が厳しいため、はこわなによる捕獲も行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃による捕獲等は実施していない。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ	電気柵 フェンス等 トタン板	有害獣防除柵設置への補助 60か所9,000m	有害獣防除柵設置への補助 60か所9,000m	有害獣防除柵設置への補助 60か所9,000m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ	定期的な見回りによる柵の破損や侵入の形跡の有無の把握など、対策についての指導を行う。	定期的な見回りによる柵の破損や侵入の形跡の有無の把握など、対策についての指導を行う。	定期的な見回りによる柵の破損や侵入の形跡の有無の把握など、対策についての指導を行う。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ タヌキ アナグマ	被害の多い地域においては定期的な刈り払いの実施による緩衝帯の整備、誘引要因となる放任果樹の除去、耕作放棄地の適正な管理、農地等の作物残渣等の適正処分等について指導を行う。
令和6年度		
令和7年度		

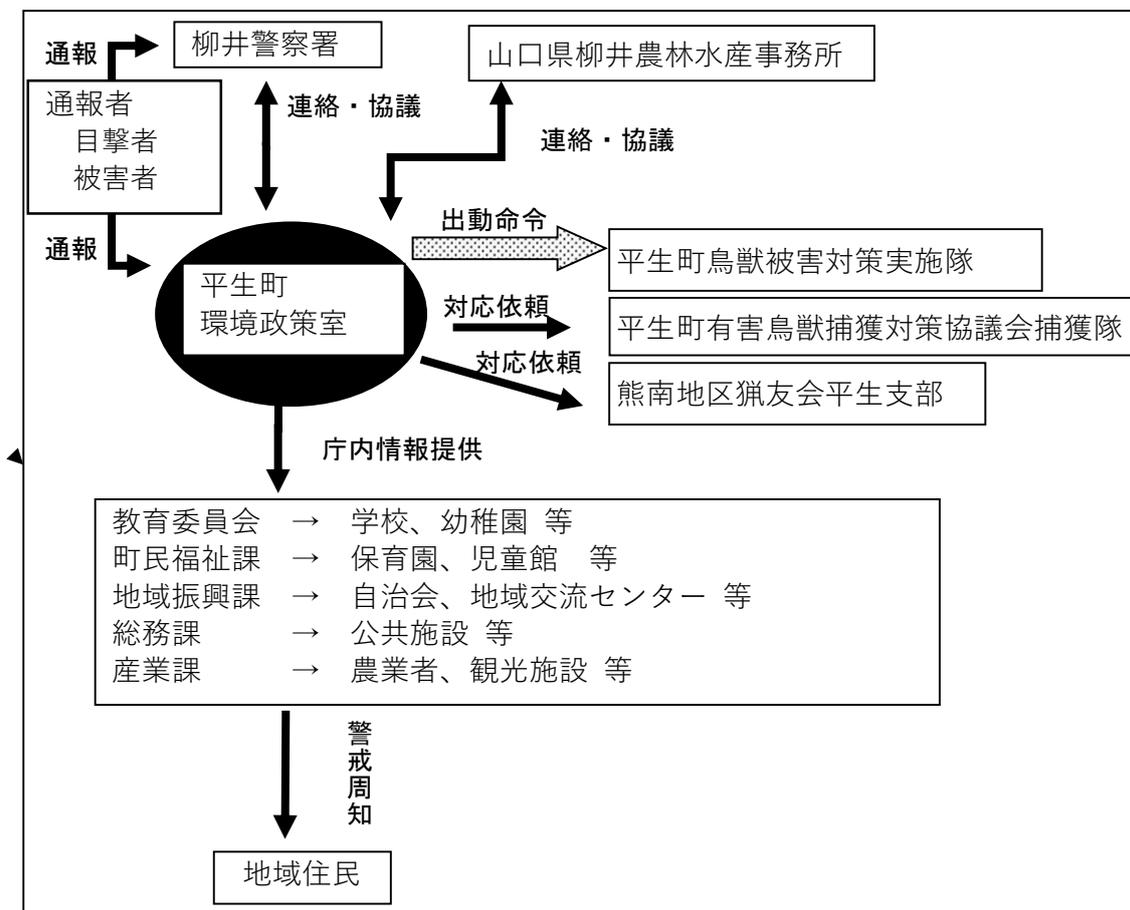
#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
平生町	住民からの通報受付 現地調査及び情報収集 関係機関への情報伝達及び住民への広報活動
柳井警察署	住民からの通報受付 現地調査及び情報収集 関係機関への情報伝達及び住民への広報活動
山口県柳井農林水産事務所	情報の共有、対策の指導・助言

平生町鳥獣被害対策実施隊	現地調査及び捕獲または追い払いの実施
平生町有害鳥獣捕獲対策協議会(有害鳥獣捕獲隊)	現地調査及び捕獲または追い払いの協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の鳥獣の処理については、捕獲した隊員が責任をもって、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣のジビエ等への有効利用について、近隣市町や関係機関と情報交換を行いながら検討を進める。

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし
------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	平生町有害鳥獣捕獲対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
平生町環境政策室	協議会の事務局と協議会構成機関相互の連絡調整を行う
山口県農業協同組合 南すおう統括本部	有害鳥獣被害状況等の情報提供
山口県農業共済組合	有害鳥獣被害状況等の情報提供
熊南地区猟友会平生支部	有害鳥獣捕獲及び防除対策への協力
鳥獣保護管理員	野生鳥獣保護及び共存に係る助言・指導
山口県柳井農林水産事務所	有害鳥獣関連の情報提供、適法捕獲の指導等
柳井警察署	有害鳥獣関連の情報提供、適法捕獲の指導等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
学校、幼稚園、保育園	情報の共有、保護者・生徒・児童への連絡
自治会、地域交流センター	情報の共有、住民への連絡

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 29 年 4 月 1 日に平生町鳥獣被害対策実施隊を編成。  
住宅地等に出没した有害獣の緊急対応や、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会捕獲隊員の安全捕獲に向けた技術指導等を行う。  
(令和5年3月現在) 隊員数8名(行政0名、民間8名)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシ等の特定の場所への頻繁な出没や緊急的な対応が予想される場合は、関係機関との情報共有や被害防止体制の確認を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを実現するため、放任果樹や里山に隣接する荒廃農地等を適正に管理、摘果果実等農作物残さや、家庭生ごみなどの放置防止等、農家等の地域住民に対しての意識醸成を図る。  
県内において、野生イノシシの豚熱への感染が確認されているため、感染拡大を防ぐために必要な防疫措置の徹底などに取り組む。